

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理 施設等整備・運営事業者選定委員会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
佐藤 和久	一関工業高等専門学校 未来創造工学科化学・バイオ系 教授	要綱第3の2(1)委員 有識者
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長	要綱第3の2(1)委員 有識者
野本 修	西村あさひ法律事務所・外国法共 同事業 弁護士	要綱第3の2(1)委員 有識者
菅原 稔	一関市市民環境部長	要綱第3の2(2)委員 構成市町の環境衛生担当 部長
伊藤 正幸	平泉町町民福祉課長	要綱第3の2(2)委員 構成市町の環境衛生担当 課長
菅原 哲紀	一関市総務部長	要綱第3の2(3)委員 構成市町の財政担当 部長
岩渕 嘉之	平泉町総務課長	要綱第3の2(3)委員 構成市町の財政担当 課長
佐藤 正幸	一関地区広域行政組合事務局長	要綱第3の2(4)委員 一関地区広域行政組合の 事務局長

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選
定委員会設置要綱

令和 6 年 6 月 28 日

一関地区広域行政組合告示第86号

(設置)

第 1 一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等（以下「施設等」という。）の整備及び運営に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選定するため、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の事業者の選定に関すること。
- (2) その他施設等の事業者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 一関市及び平泉町の環境衛生担当部長又は課長
- (3) 一関市及び平泉町の財政担当部長又は課長
- (4) 一関地区広域行政組合の事務局長
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、第 2 第 1 号の規定による選定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

- 第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

- 第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文（抄）

令和6年7月1日から施行する。

事業者選定委員会スケジュール

委員会	年月	議題
第1回事業者選定委員会	令和6年8月22日（木） 14時00分～	・ 事業者選定委員会について ・ 事業概要について ・ 事業者選定スケジュールの確認 ・ 事業者選定方式について ・ 実施方針（案）について
第2回事業者選定委員会	令和6年11月（予定）	・ 実施方針について ・ 入札説明書について ・ 要求水準書について
第3回事業者選定委員会	令和7年1月（予定）	・ 落札者決定基準書の検討
第4回事業者選定委員会	令和7年3月（予定）	・ 様式集について ・ 事業契約書（案）について
第5回事業者選定委員会	令和7年11月（予定）	・ 基礎審査結果の報告 ・ 仮採点の実施
第6回事業者選定委員会	令和7年12月（予定）	・ 事業者ヒアリング ・ 総合評価
第7回事業者選定委員会	令和8年1月（予定）	・ 審査講評の内容検討

事業者選定方式

	(制限付き) 一般競争入札	(制限付き) 総合評価一般競争入札	プロポーザル方式
特徴	不特定多数の業者が参加し、価格だけで民間事業者を選定する方法である。ただし、廃棄物処理施設の事業者選定においては、入札参加資格要件などの条件を付して実施している。	技術的な提案（非価格要素）と経済性（価格要素）をそれぞれ評価し、得点が最も高い者を落札者とし、事業契約を締結する方法である。	提案内容に基づき民間事業者を評価したうえで、優先交渉権者を選定し、随意契約を締結する方法である。
契約形態	競争入札	競争入札	随意契約
契約手続きのフロー	<pre> graph TD A[入札公告] --> B[見積仕様書の審査] B --> C[入札の実施] C --> D[落札者との契約締結] </pre>	<pre> graph TD A[入札公告] --> B[入札の実施] B --> C[落札者との契約締結] E[非価格要素と価格要素を評価] --> B E --> C </pre>	<pre> graph TD A[公募] --> B[公募書類の提出] B --> C[優先交渉権者の決定] C --> D[優先交渉権者との契約締結] E[非価格要素を評価] --> B F[優先交渉権者と協議] --> C </pre>
	- 入札の公告時に、入札に参加するために必要な資格や条件を公表する。 - 入札参加条件を満たすと判断した民間事業者が、申請書等を提出する。 - 参加資格を満たすと認められた民間事業者は見積仕様書を提出する。 - 見積仕様書を審査し、発注仕様書に適合しない箇所があれば改善を指示し、入札を実施。	- あらかじめ落札者決定基準を定め、入札の公告時に公表しなければならない。 - 落札者決定基準の決定及び落札者の決定にあたっては、学識経験者（2名以上）の意見を聞かなければならない。 - 委員会等を組織して要求水準書等の作成や落札者の選定を行う。	- あらかじめ優先交渉権者決定基準を定め、入札の公告時に公表しなければならない。 - 総合評価一般競争入札と同様の手続きフローを進めることが一般的である。 - 優先交渉権者の決定後、契約交渉の上で随意契約を締結する。
評価基準	価格のみの評価	評価項目毎に全て数値化して評価	評価項目毎に全て数値化して評価
審査形式	最低価格自動落札方式	複数の学識経験者からの意見聴取 （複数の学識経験者を含め、外部委員が過半数以上の委員会形式としている例が多い。）	複数の学識経験者からの意見聴取 （一般的には、総合評価一般競争入札と同様に、複数の学識経験者を含める例が多い。）
メリット	- 最低価格を提示した民間事業者と契約するため、経済性に優れ、事業者選定プロセスの透明性を確保しやすい。 - 民間事業者の選定期間が短い。	「提案内容の評価」と「経済性の評価」をバランス良く組み合わせることが可能である。 - 事業者選定プロセスの透明性を確保しやすい。	「提案内容」を重視して民間事業者の選定を行うことが可能である。
デメリット	価格だけで評価するため、民間事業者からより良い提案があっても評価し採用することができない。	- 総合評価を行う際の評価項目の選定や重み付けについて、客観性を確保することが難しい場合がある。 - 入札不調の場合等は原則、再度入札行為を行う必要があるため、事業者選定期間が長期化する恐れがある。	- 提案内容の最も優れた民間事業者を優先交渉権者とするため、経済性に劣る可能性がある。 - 事業者選定プロセスの透明性を確保しにくい。